

随意契約結果(物品等)

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	ブックスタート事業用 絵本 買入	51 図書	(特)ブックスタート	2,284,200	平成30年7月3日	地方自治法施行令第167の2第1項第2号	G8	—
2	大阪市こども相談センターガス吸収式冷温水機熱交換器等修繕		川重冷熱工業株式会社 西日本支社	4,644,000	平成30年8月24日	地方自治法施行令第167の2第1項第2号	G3	—

随意契約理由書

1 案件名称

ブックスタート用絵本買入

2 契約の相手方

特定非営利活動法人 ブックスタート

3 随意契約理由

本市ブックスタート事業について、市内居住の 3 か月児健康診査該当者を対象として絵本を交付するとともに、本を通じた親子のかかわり方の指導や家庭での子育て力を養うプログラムを実施している。また、地域子育て支援拠点事業実施施設をプログラムの実施場所とすることで、子育て支援施設への来所を促し、継続的な子育て支援のきっかけとすることを目的としている。

事業を効果的かつ円滑に実施するために、ブックスタート事業に関する最新の情報を入手し、事業サポートが可能なノウハウを蓄積しているとともに、ブックスタートに適切な絵本の必要な冊数の確保することが必要である。

特定非営利活動法人ブックスタートについては、事業の趣旨を十分に理解しており、送料等を含めた特別価格でかつ安定して絵本を供給できる実績を有する事業者であるため、事業に必要な書籍を合理的に確保することが可能である。

以上より、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当することから、随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課子育て支援グループ
(電話番号 06-6208-8112)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市こども相談センターガス吸収式冷温水機熱交換器等修繕

2 契約の相手方

川重冷熱工業株式会社西日本支社

3 随意契約理由

当該設備は、上記業者が独自技術にて設計・設置したものであり、他社製品との互換性がなく製作業者でなければ修理作業を行うことができない。

修繕内容は当該機器内の伝熱管等を交換し、機能維持を図るものであるが、部品交換にあたり機器の細部まで分解する必要があるため、本体の構造を熟知したうえで分解し、部品交換・修繕後に再度組み立てる技術及び運転調整、知識が必要である。よって、唯一この技術及び知識を有する本機器製造販売元の川重冷熱工業株式会社に依頼するものである。

以上の選定理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局こども相談センター運営担当
(電話番号 06 - 4301 - 3100)